

浴槽・風呂釜の希望設置制度について

市営住宅センターでは、当センターで浴槽・風呂釜を設置していない住宅を対象に、設置希望を受け付けています。
※今年度から、これまで設置ができなかった一部の住宅についても対象となりました。今後、築年数が長い順に、設置の受付についてお知らせいたします。

条件や注意点は下記のとおりです。

①受付の条件

- 家賃の滞納がないこと、未届けの同居など条例その他市営住宅に関する禁止事項などに違反していないこと。
- 収入額によっては、受付ができない場合があります。

②受付における注意点

- 設置後は、家賃が5%程度上がります。
- 現在使用中の浴槽・風呂釜の撤去費用は同居者の負担となります。（浴槽の設備によっては撤去費用が高額になる場合もあります）
- 申請から設置まではある程度の日数がかかります。
- 申請には、印鑑が必要ですので持参してください。



お問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

～すでに市営住宅センターで設置しているお風呂について～

すでに市営住宅センターで設置している浴槽・風呂釜は、現在15～16年を経過しているものを中心に、保全課にて計画的に取り替えを行っています。また、当センターで設置している浴槽・風呂釜の故障などのご相談は、保全課（TEL：271-3030）にお問い合わせください。

一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入階層が1の方で、収入が著しく少ない世帯や生計を維持する同居者が死亡、転出、失業などで一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免（1年以内の期間）を行うものです。

お問い合わせは 業務課業務係へ 電話092-271-2562

団地内での不法駐車は大変危険です

～団地や空き地への不法駐車は、消防活動にも支障が生じます～

- 団地内の道路や空き地は駐車する場所ではありません。自動車の所有者は、駐車場などの保管場所を確保する義務があります。
- 不法駐車により、事故が発生した場合は、車の所有者などの責任が問われることがあります。

福岡市では、可能な限り駐車場の整備を進めるなど、同居者と協力してこの問題を解決すべく努めますので、皆さまのご協力をお願いします。



市営住宅センターだより

発行／市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicity.or.jp/> 発行日／平成25年6月3日

7月に収入申告書の提出をお願いします

市営住宅の家賃は、毎年、同居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。

この収入を認定するため、収入申告書を6月下旬から7月上旬にかけて送付します。

収入申告書は、来年の4月から3月までの家賃を決めるための大切な申請書類となりますので、必ず期限内に提出してください。

収入申告書の**提出がないと最高額の家賃**となります。

収入申告書には、原則として所得証明書類などの添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方で、市営住宅センターの課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書類の添付が不要になります。
詳しくは、収入申告書に同封されている『収入申告書の手引き』をご参照ください。



●申告していただく所得について

申告していただく所得は、平成24年1月1日から12月31日までの所得です。

●収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに同居・同居の届出をしている方、及びその住宅に住民票をおいている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡が未届けの方は「住民票無」と、また、同居手続きが未届けの方は「市住届無」（氏名は***）と表記されています。

★緊急連絡先の登録を開始します

今回送付する収入申告書には、市営住宅センターに安否に関わる緊急の通報があった場合に、当センターから確認を行えるように、新たに緊急連絡先を記入する欄を設けております。

安否確認を迅速に行えるようにするため、市営住宅の緊急連絡先として同意いただける方がおられましたら、できるだけ記入をお願いします。

必ずご連絡を

- ※市営住宅センターに対して、転入などの手続きを行わず市営住宅に居住している方が見受けられます。同居者に異動（出生・転入・転出・死亡など）がある場合は、市営住宅センターに届け出る必要があります。ただし、各種手続きには条件がありますので、至急お問い合わせください。
- ※同居の要件を満たさない場合は、住宅の明け渡しを求めることとなりますのでご注意ください。

お問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

収入申告専用の回線（6月25日～9月30日） 電話092-271-1022

市営住宅での動物飼育は禁止です

市営住宅では動物を飼ってはいけません。一時的に預かることも、住宅の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止しています。

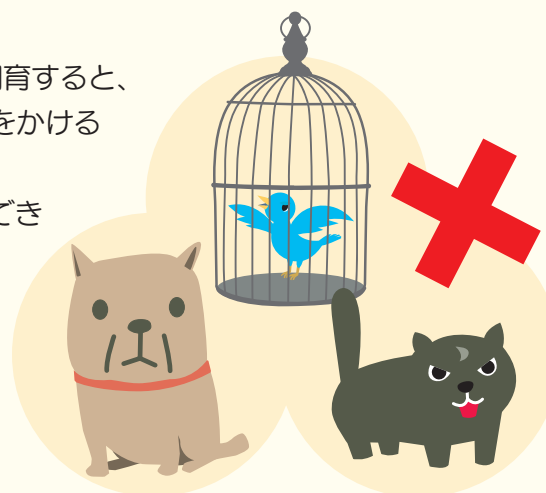
住民の方から次のような苦情が寄せられています。

- 隣人が犬を飼っており、夜遅くや朝早くから犬がほえるので、寝不足で困っている
- 公園で犬を放し飼いにしている方がおり、怖くて子どもが遊べない
- エレベーター内で動物がオシッコをするので、乗るときに臭くてたまらない
- 子どもが動物アレルギーで苦しんでおり、動物飼育は絶対にやめてほしい

市営住宅での生活は共同生活です。住宅内で動物を飼育すると、鳴き声や臭い、抜け毛などで隣近所に対して大変迷惑をかけることになります。

どうしても手放すことができない人は、動物飼育ができる住宅に転居してください。

住みよい市営住宅にするためには、住民の皆さまの理解と協力が必要です。決められたルールは、みんなで守りましょう。



高額所得者認定制度について

～高額所得者として認定された方は、転居していただく必要があります～

市営住宅は低額所得者のための住宅であり、世帯の収入について一定の基準があります。

下表の収入基準に該当する世帯は高額所得者として認定され、市から期限を定めて市営住宅の明け渡しを請求されます。

平成21年4月1日以前から市営住宅にお住まいの方は、これまでは公営住宅法施行令の改正に伴う緩和措置が適用されてきましたが、平成26年度からは下表の収入基準が適用されることとなり、新たに高額所得者として認定されることとなりますのでご注意ください。

真に住宅に困窮する方が多くの人居機会を得られるよう、高額所得の方は転居していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

《高額所得者として認定される収入基準について》

年度	政令月収
平成26年度から	313,001円以上



*市営住宅に5年以上お住まいの方で、直近2年間の収入（平成26年度の家賃の場合、平成23年、24年の収入）が表の政令月収の方が、高額所得者として認定されます。

高齢者の健康づくり・介護予防

福岡市では、高齢者の皆さまにいつまでも生き活きと過ごしていただくために、健康づくり・介護予防の取り組みを実施しています。

「最近転んだ」「汁物でむせやすい」など思い当たる方！
この機会に健康づくりを始めませんか？



①生き活き講座

無料

専門スタッフ（保健師や運動指導士）が、公民館などで講座を開きます。
身近なグループでお申し込みください。

対象 おおむね65歳以上の方（10～30名程度のグループ）

開催 平日10：00～16：00の間で2時間程度（要相談）

内容 健康づくり・介護予防に関するテーマの中からご相談に応じて決定します。

②転倒予防教室

無料

「転倒による骨折」は要介護状態となる原因のひとつです。
3カ月間で転びにくい身体づくりを目指します。

対象 65歳以上の方 **開催** 全5回（3カ月間、月1～2回程度）

内容 転倒予防の運動を中心に、栄養バランスや口腔機能について学びます。
※年に10回程度、市政だより（区版）で募集します。

③シニア健康教室

無料

対象 65歳以上の方で、健康チェックリストに該当する方
※健康チェックリストは、各区地域保健福祉課やいきいきセンターふくおかで配布しています。

開催 週1回の約3カ月間（全12回）

内容 有酸素運動やストレッチなどの運動を行うほか、栄養バランスや口腔機能について学びます。

※②・③の教室については、お体の状態で参加できない場合があります。

詳しくは、各区保健福祉センター地域保健福祉課へお問い合わせください。

東 区 TEL 645-1087 FAX 631-2295
博多区 TEL 419-1099 FAX 441-0057
中央区 TEL 718-1110 FAX 734-1690
南 区 TEL 559-5132 FAX 512-8811

城南区 TEL 833-4112 FAX 822-2133
早良区 TEL 833-4362 FAX 846-8428
西 区 TEL 895-7078 FAX 891-9894

お問い合わせは 住宅都市局住宅管理課へ 電話092-283-1313